

TOPICS

春爛漫



◀ 昨年の曳山まつりから

長浜曳山まつり 4月9日(土)~17日(日)

今年の出番山と子ども歌舞伎の外題

- |           |             |
|-----------|-------------|
| 春日山(本町組)  | 釣女一戎詣恋釣針    |
| 月宮殿(田町組)  | 姫山姥一八重桐廓漸   |
| 諫鼓山(御堂前組) | 春重四海波       |
| 青海山(北町組)  | 玉藻前織袂一返春館の場 |



今年の三番叟は 筒井大貴くん (神原小4年・川崎町)

子ども歌舞伎の始まりに、一番山の舞台で三番叟を演じるようになった筒井くんは、「山車巡りをするくらい曳山まつりが大好きです。本番で失敗しないようにしっかり練習をしたいです。」と決意を語ってくれました。子ども歌舞伎と合わせ、大貴くんが演じる三番叟が楽しみです。最高の演技ができるようがんばってください。

■本日(15日)の子ども歌舞伎開演場所

山	開演時間	場所
1番山	16:10	御旅所
2番山	17:20	長濱八幡宮
3番山	18:30	長濱八幡宮
4番山	19:40	長濱八幡宮

曳山まつりの主な行事

9日(土)	線番番 18時頃から (各山組稽古場)
9~12日(土~火)	裸参り 20時頃から (山組町内、長濱八幡宮、 豊国神社、山組町内)
13日(水)	御幣迎え 7時 (長濱八幡宮)
14日(木)	夕渡り 19時から (長濱八幡宮、一八屋辻)
15日(金)	太刀渡り・翁招き 9時過ぎ (長濱八幡宮)
16日(土)	後宴狂言執行 昼夜 (各山組町内)
17日(日)	観劇会 10時55分から (長浜文化芸術会館)

※行事や開演場所、開演時間が変更になることがあります。

TOPICS

4月10日(日)は、滋賀県議会議員一般選挙の投票日です

投票時間は7時から20時まで

(ただし、第106投票所(摺墨多目的集会所)及び第115投票所(中河内集会所)は19時まで)



投票できる人

- 【年齢要件】平成3年4月11日以前に生まれた人(満20歳以上)
- 【住所要件】平成22年12月31日以前に転入届がなされ、引き続き3か月以上長浜市にお住まいの人
- ※長浜市内から滋賀県外へ転出された人は投票できません。また、県内の他市町に転出された人については、引き続き県内に住所を有している証明書が必要になります。

期日前投票

投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭など何らかの用務で投票所へ行けない人は、期日前投票をしましょう。

- 【期間】4月2日(土)~4月9日(土)
- 【時間】8時30分~20時
- 【場所】本庁および各支所
- ※お越しの際には、3月末に配布しました投票所入場整理券をお持ちください。(万が一、入場整理券を無くされても投票はできます。)

【郵便等による不在者投票】

身体に重度のしょうがいのある人や、介護認定で「要介護5」と認定された人は、自宅で郵便等による不在者投票をすることができます。郵便等による不在者投票をするには、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けていただいたうえで、市選挙管理委員会事務局へ投票用紙を請求していただく必要があります。また、投票用紙の請求については期限が定まっていますので、お早めに市選挙管理委員会まで問合せください。

【病院等における不在者投票】

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院・入所されている人は、当該施設で不在者投票ができる制度があります。当制度により不在者投票を希望される人は、施設の職員にお申し出ください。

関市選挙管理委員会(☎65-6503)

「地域まちづくりプラン(案)」に対するパブリックコメント(意見募集)を実施します

市では、昨年1月の1市6町合併を経て新たに市域となった、虎姫、湖北、高月、木之本、余呉、西浅井の各地域において、地域特性をいかした継続的なまちづくりを行っていくため、その振興計画をまとめた「地域まちづくりプラン」の策定を進めています。

このたび、各地域の「地域まちづくりプラン(案)」を作成しましたので、市民の皆さんから広くご意見を募集します。

【意見募集対象】

- ①とらひめ地域まちづくりプラン(案) ②湖北地域まちづくりプラン(案) ③高月地域まちづくりプラン(案)
- ④木之本地域まちづくりプラン(案) ⑤余呉地域まちづくりプラン(案) ⑥西浅井地域まちづくりプラン(案)

【募集締切】4月18日(月)まで ※必着

【閲覧場所】各支所地域振興課、市政情報コーナー(本庁及び各支所)、市ホームページ

【提出方法】任意の様式に、住所、氏名を記入して、持参、郵送、FAX、電子メールにより各支所地域振興課へ提出してください。(※書面での提出をお願いします。電話での聞き取りは行いません。)

【意見の提出先】※資料ごとに意見提出先が異なりますのでご注意ください。

対象資料	提出先	住所	TEL	FAX	Eメール
①とらひめ地域まちづくりプラン(案)	虎姫支所 地域振興課	〒529-0141 五村106	73-4853	73-2517	torahime-chiiki@city.nagahama.lg.jp
②湖北地域まちづくりプラン(案)	湖北支所 地域振興課	〒529-0341 湖北町速水2745	78-8300	78-1617	kohoku-chiiki@city.nagahama.lg.jp
③高月地域まちづくりプラン(案)	高月支所 地域振興課	〒529-0233 高月町渡岸寺160	85-3112	85-3268	takatsuki-chiiki@city.nagahama.lg.jp
④木之本地域まちづくりプラン(案)	木之本支所 地域振興課	〒529-0492 木之本町木之本1757-2	82-5900	82-3956	kinomoto-chiiki@city.nagahama.lg.jp
⑤余呉地域まちづくりプラン(案)	余呉支所 地域振興課	〒529-0515 余呉町中之郷958	86-3222	86-3220	yogo-chiiki@city.nagahama.lg.jp
⑥西浅井地域まちづくりプラン(案)	西浅井支所 地域振興課	〒529-0792 西浅井町大浦2590	89-1122	89-0585	nishiazai-chiiki@city.nagahama.lg.jp